

随意契約・オープンカウンタ方式による見積依頼公告

下記のとおり随意契約・オープンカウンタ方式による見積合せを行いますので、公告します。

記

1. 隨意契約・オープンカウンタ方式による見積合せに付する事項等

- (1) 件名 : (R8) 合同宿舎牛田住宅ほか3住宅太陽光余剰電力売却契約
- (2) 設置場所 : 広島県広島市東区牛田本町6-1505-90ほか
- (3) 売却内容 : 再生可能エネルギーの固定価格買取期間の満了につき、太陽光余剰電力の売却相手方を選定し、契約を締結しようとするもの。
- (4) 契約期間 : 令和8年4月1日（水曜日）から令和9年3月31日（水曜日）まで
- (5) 電力買取期間 : 令和8年4月1日（水曜日）から令和9年3月31日（水曜日）まで
- (6) 見積書の提出期限 : 令和8年3月4日（水曜日）17時00分まで
- (7) 見積合せ実施日 : 令和8年3月5日（木曜日）10時00分

2. 隨意契約・オープンカウンタ方式による見積合せに参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者であること。
- (4) 各省各庁から指名停止等を受けていない者（契約担当官が特に認める者を含む。）であること。
- (5) 中国財務局の契約担当官等と締結した契約において、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。
また、同担当官等が行った入札の落札者となりながら、正当な理由なくして契約を締結しなかった者でないこと。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (7) 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (8) 下記3. (1) の資料の交付を受けていない者は、見積合せに参加できないものとする。

3. 参加手続き

(1) 資料の交付

交付方法 : 郵送、手交または電子メールによる。

日時 : 令和8年2月12日（木曜日）から令和8年3月3日（火曜日）まで

9時00分から12時00分まで及び13時00分から17時00分まで
(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く)

場所 : 〒730-8520 広島市中区上八丁堀6番30号

広島合同庁舎4号館10階 中国財務局 管財部 統括国有財産管理官（第三部門）
(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く)

問合せ先 : 電話082-221-9221（内線3557）

郵送を希望する場合は、上記問い合わせ先に連絡すること。

資料 : 仕様書及び各種様式（見積書、委任状）

（2）見積書の提出

提出方法：当方から交付する見積書様式に所要事項を記入のうえ、下記提出場所へ郵送（期限必着）又は持参により提出すること。
場所：上記（1）と同じ。

4. 契約保証金

免除する。

5. 見積書の無効

- （1）上記2. の要件を満たさない者による見積
- （2）提出期限までに到着しない見積
- （3）委任状の提出なく代理人のした見積
- （4）記名押印を欠く見積
- （5）金額を訂正した見積
- （6）誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である見積
- （7）その他、連合による見積、暴力団に関与する者による見積など不適切と認められる見積

6. 契約相手方の決定

有効な見積書を提出した者のうち、国の予定価格以上で、最も高い金額を提示した者を契約相手方とする。同額の見積の提出がある場合には、本件契約事務に関係のない職員によるくじ引きで決定する。

7. 結果の公表

見積合せ実施日の翌開庁日までに、契約相手方となるべき者に対し、口頭により通知する。
なお、結果の公表は行わない。

以上公告する。

令和8年2月12日

契約担当官
中国財務局長 中村 広樹